吸収合併に係る事前備置書面

（会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条に規定する備置書面）

当社を吸収合併存続会社、ケーイーフューエルインターナショナル株式会社を吸収合併消滅会社とし、２０２５年４月１日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、以下のとおり、会社法第７９４条第１項及び会社法施行規則第１９１条で定める事項を記載した書面を備え置きます。

（目次）

１．吸収合併契約書（会社法第７９４条第１項）
２．合併対価の相当性に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第１号）
３．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第２号）
４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
（会社法施行規則第１９１条第３号イ）
５．吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第３号ハ）
６．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第５号イ）
７．吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第１９１条第６号）

本資料記載の事項のうち、写しである書類について、原本に相違ないことを証明します。

２０２５年２月２５日

大阪府大阪市北区中之島３丁目６番１６号
関西電力株式会社
代表執行役社長　森　望



1．吸収合併契約書（会社法第７９４条第１項）

別紙１のとおりです。

2．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第１９１条第１号）

当社は吸収合併消滅会社の全株式を所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第２号）

該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
（会社法施行規則第１９１条第３号イ）

別紙２のとおりです。

5．吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第３号ハ）

該当事項はありません。

6．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
（会社法施行規則第１９１条第５号イ）

当社は、2024年11月13日開催の取締役会の決議による委任に基づく同日付けの執行役社長の決定により、2024年12月2日を払込期日とする公募による新株式発行に係る普通株式148,286,600株の発行及び自己株式45,700,000株の処分を実施しております。また、同じく2024年11月13日開催の取締役会の決議による委任に基づく同日付けの執行役社長の決定により、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、2025年1月6日を払込期日とし野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行い、27,907,900株の普通株式の発行を実施しております。概要は以下のとおりです。

① 公募による新株式発行（一般募集）

株式の種類及び数	普通株式　148,286,600株
発行価格	1株につき　1,780.5円
発行価格の総額	264,024,291,300円
払込金額	1株につき　1,707.06円
払込金額の総額	253,134,123,396円
払込期日	2024年12月2日

② 公募による自己株式の処分（一般募集）

株式の種類及び数	普通株式　45,700,000株
処分価格	1株につき　1,780.5円
処分価格の総額	81,368,850,000円
払込金額	1株につき　1,707.06円
払込金額の総額	78,012,642,000円
払込期日	2024年12月2日

③ 第三者割当増資

株式の種類及び数	普通株式　27,907,900株
払込金額	1株につき　1,707.06円
払込金額の総額	47,640,459,774円
払込期日	2025年1月6日

7．吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項
（会社法施行規則第１９１条第６号）

当社の令和６年３月３１日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ７，５５４，７５５百万円及び６，１６７，２８２百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

吸収合併消滅会社の令和６年３月３１日現在の貸借対照表に基づく資産及び負債の額は、それぞれ１４，１１６百万円及び１０，７５３百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、効力発生日までに吸収合併消滅会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

以上のとおり、吸収合併の効力発生日以後における当社の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれますので、吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社である当社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

吸収合併契約書

関西電力株式会社（以下「甲」という。）及びケーイーフューエルインターナショナル株式会社（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、甲が乙の権利義務の全部を承継する。
2. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
   (1) 吸収合併存続会社（甲）
   商号：関西電力株式会社
   住所：大阪市北区中之島3丁目6番16号
   (2) 吸収合併消滅会社（乙）
   商号：ケーイーフューエルインターナショナル株式会社
   住所：大阪市北区中之島3丁目6番16号

第2条（交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（増加すべき資本金等）

甲は、本合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の増加は行わないものとする。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は2025年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

第5条（吸収合併承認）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本合併について株主総会の承認を得ないで行うものとする。

乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（会社財産の引継）

甲は、本効力発生日において、本効力発生日の前日における乙の全ての資産、負債、契約その他一切の権利義務を承継する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、別紙「電子署名代理権限者情報記入シート」に基づき電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年2月　日

甲：
大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
代表執行役社長　森　望

乙：
大阪市北区中之島3丁目6番16号
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社
代表取締役　工藤　信一

独立監査人の監査報告書

2024年6月6日

ケーイーフューエルインターナショナル株式会社

代表取締役　工　藤　信　一　殿

有限責任監査法人トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　出　唯　知

監査意見

当監査法人は、以下に掲げられているケーイーフューエルインターナショナル株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

配布及び利用制限

本報告書は、会社、関西電力株式会社及びトレーディング事業における取引会社のみを利用者として想定しており、これらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、計算書類の附属明細書並びに事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、取締役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2024年 3月 31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,941,227	流動負債	10,753,911
現金及び預金	6,297,741	買掛金	8,782,270
売掛金	311,527	未払金	270,644
貯蔵品	6,651,049	未払費用	104,805
前払費用	399,123	未払法人税等	1,269,907
未収入金	270,371	傭船契約損失引当金	326,283
その他の流動資産	11,414		
		固定負債	-
固定資産	175,209		
投資その他の資産	175,209	負債合計	10,753,911
繰延税金資産	175,209	(純資産の部)	
		株主資本	3,362,525
		資本金	10,000
		利益剰余金	3,352,525
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	3,350,025
		繰越利益剰余金	3,350,025
		純資産合計	3,362,525
資産合計	14,116,437	負債・純資産合計	14,116,437

損益計算書

（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		46,189,279
売上原価		42,301,250
売上総利益		3,888,028
販売費及び一般管理費		531,523
営業利益		3,356,505
営業外収益		
受取利息	2,551	
為替差益	481,297	483,849
営業外費用		
支払利息	1,617	1,617
経常利益		3,838,738
税引前当期純利益		3,838,738
法人税、住民税及び事業税	1,540,760	
法人税等調整額	△ 135,391	1,405,369
当期純利益		2,433,369

株主資本等変動計算書

（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
		利益剰余金						
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日残高	10,000	2,500	1,823,543	1,826,043	1,836,043	3,631	3,631	1,839,675
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	△ 906,886	△ 906,886	△ 906,886	－	－	△ 906,886
当期純利益	－	－	2,433,369	2,433,369	2,433,369	－	－	2,433,369
株主資本以外の変動額	－	－	－	－	－	△ 3,631	△ 3,631	△ 3,631
事業年度中の変動額合計	－	－	1,526,482	1,526,482	1,526,482	△ 3,631	△ 3,631	1,522,850
2024年3月31日残高	10,000	2,500	3,350,025	3,352,525	3,362,525	－	－	3,362,525

個別注記表

（自2023年4月1日　至2024年3月31日）

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

LNG…個別法

燃料油…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している。）

デリバティブ…時価法

(2) 引当金の計上基準

傭船契約損失引当金…貸船料が借船料を下回る契約から生じる損失について、当該契約に基づき、損失見込額を計上している。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、液化天然ガス等の燃料の売買であり、顧客との販売契約に基づいて当該燃料を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、当該燃料を引き渡す一時点において、顧客が当該燃料に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。

当社が代理人として燃料の販売に関与している場合には、当該燃料を引き渡す一時点において、顧客が当該燃料に対する支配を獲得して充足されると判断し、純額で収益を認識している。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を適用している。

2　貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	4,299,689千円

3　損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	39,793,309千円
売上原価	6,079,689千円
販売費及び一般管理費	80,758千円
営業取引以外の取引による取引高	1,617千円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当会計年度末の発行済株式の種類及び総数

2024年3月31日現在の発行済株式総数は普通株式200株である。

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日定時株主総会	普通株式	906,886	4,534,433.82	2023年3月31日	2023年6月29日
計		906,886			

5　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	136,946千円
傭船契約損失引当金	109,575千円
その他	906千円
繰延税金資産小計	247,428千円
評価性引当額	△72,219千円
繰延税金資産合計	175,209千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

関西電力株式会社を親法人としてグループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用している。

6　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定している。また、デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び短期間で決済される預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等については、時価が帳簿価額に近似していることから注記を省略している。

7　関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
親会社	関西電力株式会社	被所有直接100%	売上	LNG売買（注1）	39,793,309	－	－
			売上原価	傭船料（注1）	6,079,689	買掛金	3,994,872
			業務の委託	委託料等の支払（注1）	80,758	未払費用	34,172
			資金の貸借	資金の借入（注2）	87,133,229	－	－
				資金の返済（注2）	87,133,229	－	－
				利息の支払い（注2）	1,617	－	－
			グループ通算	グループ通算税効果額の支払（注3）	270,644	未払金	270,644

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

（注２）資金の借入および返済等は、市場金利を勘案し、交渉の上決定している。

（注３）グループ通算税効果額の支払いについては、グループ通算制度によるグループ通算税効果額の支払予定額を記載している。

8　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　16,812,629円07銭

１株当たり当期純利益　12,166,845円89銭

9　収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。